

厚生労働省
国土交通省
環境省
令第一号

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則を次のように定める。
平成三十一年三月二十六日

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則

目次

第一章 総則（第一条）	厚生労働大臣 根本 匠 国土交通大臣 石井 啓一 環境大臣 原田 義昭
第二章 特定船舶の再資源化解体の許可（第二条―第十条）	
第三章 特定船舶の再資源化解体の実施（第十一条―第十五条）	
第四章 監督（第十六条・第十七条）	
第五章 雑則（第十八条・第十九条）	

附則
第一章 総則
（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二章 特定船舶の再資源化解体の許可
（再資源化解体の許可の申請）

第二条 法第十条第一項の許可（法第十一条第一項の更新を含む。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第一号様式による申請書に当該申請者が法第十条第四項第二号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

一 特定船舶再資源化解体施設（保管の場所を含む。以下同じ。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該特定船舶再資源化解体施設の付近の見取図
二 申請者が前号に掲げる特定船舶再資源化解体施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
三 事業計画書
四 収支見積書

五 申請者が個人である場合においては、住民票の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）
六 申請者が法人である場合においては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
七 申請者が法人である場合においては、その役員が精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

八 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類並びにこれらの者の住民票の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書（これらの者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

九 申請者に船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令（平成三十一年政令第十一号。以下「令」という。）第一条第一項に規定する使用人がある場合においては、その者の住民票の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該使用人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）
十 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

十一 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、次に掲げる書類
イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
ロ 役員が精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

十二 主務大臣は、申請者が法第十条第一項又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の第二項、第十四条の四第一項若しくは第六項若しくは第十四条の五第一項の規定による許可（当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（この項又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第九条の第二項、第十条の第十二項及び第十條の二十二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第十條の四第五項（同令第十條の九第三項、第十條の十六第二項及び第十條の二十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別を受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）を受けている場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第五号及び第七号から第十号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。ただし、法第十一条第一項の更新の申請の場合においては、この限りでない。

十三 法第十一条第一項の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合は、同項第一号及び第二号に掲げる書類の添付を要しないものとする。

十四 法第十条第二項第七号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 他に法第十条第一項又は廃棄物処理法第十四条第一項若しくは第六項若しくは第十四条の四第一項若しくは第六項の規定による許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る許可番号
二 有害物質その他の生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物（以下「有害物」という。）であつて、特定船舶再資源化解体施設において管理されるものの種類
三 特定船舶再資源化解体施設以外の場所で特定船舶の全部又は一部の保管を行う場合には、当該場所に関する次に掲げる事項

イ 所在地
ロ 面積
ハ 保管量の上限
四 申請者が個人である場合においては、当該申請者の精神の機能の障害の有無

- 五 申請者が法人である場合においては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）及びその役員の精神の機能の障害の有無
 - 六 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所並びに当該者の精神の機能の障害の有無
 - 七 申請者が個人である場合において、令第一条第一項に規定する使用人があるときは、その者の氏名及び住所並びに当該者の精神の機能の障害の有無
 - 八 申請者が法人である場合において、令第一条第一項に規定する使用人があるときは、その者の精神の機能の障害の有無
 - 九 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の精神の機能の障害の有無
 - 十 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、その役員の精神の機能の障害の有無
- （再資源化解体の許可証）
- 第三条 主務大臣は、法第十条第一項の許可をしたときは、第二号様式による許可証を交付しなければならない。法第十一条の更新をしたときも、同様とする。
- （再資源化解体の許可証の備置き）
- 第四条 前条の許可証の交付を受けた者は、当該特定船舶再資源化解体施設内に、当該許可証を備置しなければならない。
- （再資源化解体の許可の基準）
- 第五条 法第十条第四項第一号（法第十一条第二項、第十二条第三項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 特定船舶再資源化解体施設に係る基準
 - イ 有害物の地下浸透を防止するため、必要な措置が講じられていること。
 - ロ 雨水等による有害物の事業所からの流出を防止するため、必要な措置が講じられていること。
 - ハ 有害物の飛散及び流出並びに特定船舶の再資源化解体に伴って発生する騒音及び振動を防止するため、必要な措置が講じられていること。
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上必要な措置が講じられていること。
 - ホ 当該特定船舶再資源化解体施設が、特定船舶の再資源化解体の適正な実施のために必要な関係法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。
 - 二 特定船舶の再資源化解体を行う体制の基準
 - イ 事故防止対策に関して、次の事項を記載した規程等を定めていること。
 - (1) 引火性の物、爆発性の物、発火性の物等による危険を防止するために必要な措置
 - (2) 酸素欠乏空気、ガス、蒸気、粉じん等による健康障害を防止するために必要な措置
 - ロ 防災管理に関して、次の事項を記載した規程等を定めていること。
 - (1) 各種防災設備の整備及び維持管理に関する事項
 - (2) 特定船舶の再資源化解体に従事する者を対象とした定期的な訓練の実施に関する事項
 - (3) 災害が発生した場合における災害対策本部及び事業所内外に対応する防災組織の設置に関する事項
 - ハ 関係官庁及び特定船舶再資源化解体施設の近隣住民に対する緊急時即時通報連絡体制に関する事項
 - 五 防災体制が確立されるまでの応急措置に関する事項

- (6) 火災が発生した場合における消防員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動のための体制の整備に関する事項
 - (7) 災害が発生した場合における円滑かつ迅速な避難に関する事項
 - (8) 災害が発生した場合における環境の汚染の防止に関する事項
- ハ 訓練に関して、次の事項を記載した訓練計画等を定めていること。
- (1) 有害物質等情報に関する事項
 - (2) 特定船舶の再資源化解体に従事する者の危険の防止に関する事項
 - (3) 保護具等の使用に関する事項
 - (4) 防火上の措置に関する事項
 - (5) 緊急時即時訓練等防災訓練に関する事項
 - (6) 救急法に関する事項
- 二 特定船舶の再資源化解体に従事する者に対する訓練を定期的に実施すること。
- ホ 訓練は、訓練を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が行うこと。
- ヘ 訓練を受講することにより習得された技能及びこれに関する知識の適正な評価を行うこと。
- ト 訓練計画について定期的に見直しを実施されていること。
- チ イからトまでに掲げるもののほか、特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な体制が整備されていること。
- リ 当該特定船舶の再資源化解体を行う体制が、特定船舶の再資源化解体の適正な実施のために必要な関係法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。
- 三 申請者の能力に係る基準
- イ 法第十条第二項第六号の特定船舶の再資源化解体を行う体制の概要を、特定船舶の再資源化解体に従事する者に周知していること。
 - ロ 事業計画書又は収支見積書から判断して、特定船舶の再資源化解体を継続できないことが明らかでないこと。
 - ハ 特定船舶の再資源化解体の実施に際して他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下「許可等」という。）を必要とする場合にあつては、当該許可等を得ていること。
- （心身の故障により特定船舶の再資源化解体を適正に行うことができない者）
- 第六条 法第十条第四項第二号ト（法第十一条第二項、第十二条第三項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める者は、精神の機能の障害により特定船舶の再資源化解体を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。（変更の許可の申請等）
- 第七条 再資源化解体業者は、法第十条第二項第五号又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、第三号様式による申請書に、第二条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び当該特定船舶再資源化解体施設に係る第三条の許可証の写しを添えて、主務大臣に提出し、その許可を受けなければならない。
- 二 主務大臣は、法第十二条第一項の変更の許可をしたときは、再資源化解体業者に対し、その旨を通知するとともに、当該特定船舶再資源化解体施設に係る第三条の許可証の写しを返納させた上で、第二号様式による許可証を再交付するものとする。
- 三 法第十二条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、法第十条第二項第五号又は第六号に掲げる事項の実質的な変更を伴わないものとする。
- 四 再資源化解体業者は、法第十二条第二項の規定による届出をしようとするときは、第四号様式による届出書に、変更事項に係る書類及び当該特定船舶再資源化解体施設に係る第三条の許可証の写しを添えて、主務大臣に提出しなければならない。

(再資源化解体業者の地位の承継の認可の申請)

第八条 法第十三条第一項の認可を受けようとする者は、第五号様式による申請書に、譲受人が法第十條第四項第二号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面、次に掲げる書類及び譲渡人に係る第三条の許可証の写しを添えて、主務大臣に提出しなければならない。

一 譲受人に係る第二条第一項各号に掲げる書類(この場合において、同項第九号中「第一条第一項」とあるのは、「第一条第二項」と読み替えるものとする。)

二 譲渡及び譲受けに関する契約書の写し

三 譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡若しくは譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類

2 法第十三条第二項の認可を受けようとする者は、第六号様式による申請書に、承継者が法第十條第四項第二号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面、次に掲げる書類及び被承継者に係る第三条の許可証の写しを添えて、主務大臣に提出しなければならない。

一 合併の方法及び条件が記載された書類

二 合併後存続する法人又は合併により設立される法人に係る第二条第一項各号に掲げる書類(この場合において、同項第九号中「第一条第一項」とあるのは、「第一条第二項」と読み替えるものとする。)

三 合併契約書の写し及び合併比率説明書

四 合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類

3 法第十三条第三項の認可を受けようとする者は、第七号様式による申請書に、承継者が法第十條第四項第二号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面、次に掲げる書類及び被承継者に係る第三条の許可証の写しを添えて、主務大臣に提出しなければならない。

一 分割の方法及び条件が記載された書類

二 分割により特定船舶再資源化解体施設に係る再資源化解体の業務を承継する法人に係る第二条第一項各号に掲げる書類(この場合において、同項第九号中「第一条第一項」とあるのは、「第一条第二項」と読み替えるものとする。)

三 分割契約書(新設分割の場合にあつては、分割計画書)の写し及び分割比率説明書

四 分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類

4 主務大臣は、法第十三条第一項から第三項までの認可をしたときは、申請者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(死亡等の届出)

第九条 法第十四条各号に定める者は、同条の規定による届出をするときは、第八号様式による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、法第十條第一項の許可を受けた特定船舶再資源化解体施設に係る第三条の許可証を添えなければならない。

(許可の取消しを行う場合の手続)

第十条 主務大臣は、法第十五条の規定に基づき、法第十條第一項の許可を取り消すときは、その旨を書面により当該再資源化解体業者に通知し、当該特定船舶再資源化解体施設に係る第三条の許可証の返納を求めるものとする。

第三章 特定船舶の再資源化解体の実施

(再資源化解体計画の承認の申請)

第十一条 法第十八条第一項又は第二十五条第一項の承認を受けようとする者は、第九号様式による申請書に、次に定める再資源化解体計画及び法第十八条第三項(法第二十五条第二項において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。)の規定により当該再資源化解体計画に添付すべき書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

(再資源化解体計画)

第十二条 法第十八条第二項(法第二十五条第二項において準用する場合を含む。)の再資源化解体計画の様式は、第十号様式とする。

2 法第十八条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 再資源化解体を行うとする特定船舶再資源化解体施設に係る第三条の許可証の写し

二 再資源化解体を行うとする特定船舶の国籍及び船舶所有者を証する書類

三 再資源化解体を行おうとする特定船舶の構造を示す図面

3 再資源化解体業者は、特定外国船舶について、再資源化解体のための譲受け等をしようとするときは、再資源化解体計画に英語、フランス語又はスペイン語の訳文を付さなければならない。

(再資源化解体計画の承認の基準)

第十三条 法第十八条第四項(法第二十五条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 酸素欠乏空気、ガス、蒸気、粉じん等による健康障害を防止するため、必要な措置が講じられていること。

二 引火性の物、爆発性の物、発火性の物等による危険を防止するため、必要な措置が講じられていること。

三 再資源化解体の工程の順序及び当該工程ごとの作業内容が明確であること。

四 当該特定船舶再資源化解体施設が、再資源化解体を行おうとする特定船舶の船種、構造、再資源化解体の実施の方法その他の事情に照らして、十分な処理能力を有するものであること。

五 部品、材料その他の有用な物が破損し、又はその回収に支障が生じることのないように、適正に保管するよう努めること。

六 技術的かつ経済的に可能な範囲で、特定船舶から部品、材料その他の有用な物を回収し、当該有用な物の再資源化を再資源化解体業者自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該有用な物を引き渡すこと。

七 前号の規定により回収した部品、材料その他の有用な物については、その再資源化を行うまでの間(当該再資源化を業として行うことができる者に引き渡す場合にあつては、当該引渡しを行うまでの間)、適正に保管するよう努めること。

八 前各号に掲げるもののほか、特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていること。

九 当該特定船舶の再資源化解体が、特定船舶の再資源化解体の適正な実施のために必要な関係法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。

(再資源化解体計画の承認)

第十四条 主務大臣は、法第十八条第一項又は第二十五条第一項の承認をしたときは、再資源化解体業者に対し、その旨を通知するとともに、第十一号様式による承認証を交付するものとする。

2 前項の再資源化解体計画の承認証の交付を受けた再資源化解体業者は、当該再資源化解体計画に当該承認証を添付しなければならない。

(再資源化解体の開始及び完了の報告)

第十五条 法第二十九条の規定により特定船舶の再資源化解体の開始の報告をしようとする再資源化解体業者は、当該再資源化解体の開始前に、第十二号様式による報告書を提出するものとする。

2 法第二十九条の規定により特定船舶の再資源化解体の完了の報告をしようとする再資源化解体業者は、当該再資源化解体の完了の日から二週間以内(第十三号様式の報告書を提出するものとする。)

第四章 監督

(報告の徴収)

第十六条 法第三十四条第二項の規定により、再資源化解体業者は、特定船舶再資源化解体施設において火災、爆発、破損その他の事故が発生したことにより、又は再資源化解体に伴って生じた廃棄物、汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、若しくは発散したことにより船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、遅滞なく、その状況、その原因、それに対して採った措置及びその再発防止のために講ずべき措置を主務大臣に報告しなければならない。

2 再資源化解体業者は、特定船舶の再資源化解体の適正な実施の確保に関し、前項に規定するもの以外の報告を求められたときは、直ちに、これに関する報告をしなければならない。

(立入検査の身分証明書)

第十七条 法第三十四条第五項の職員の身分を示す証明書は、第十四号様式によるものとする。

第五章 雑則

(手数料)

第十八条 法第三十八条第二項の主務省令で定める額は、十七万千六百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して（次項において「電子情報処理組織により」という。）法第十八条第一項又は第二十五条第一項の承認の申請をする場合にあつては、十七万千四百円）とする。

2 前項の規定による手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書（第十五号様式）に貼って納付しなければならない。ただし、電子情報処理組織により法第十八条第一項又は第二十五条第一項の承認の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

(権限の委任)

第十九条 法第四十条の規定により、法第十条第一項、第二項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）、第四項（法第十一条第二項、第十二条第三項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）、及び第五項（法第十一条第二項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項及び第二項、第十三条第一項から第三項まで、第十四条並びに第十五条に規定する厚生労働大臣の権限は、特定船舶再資源化解体施設の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 法第四十条の規定により、法第十八条第一項、第四項（法第二十五条第二項において準用する場合を含む。）、及び第五項（法第二十五条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項並びに第二十九条に規定する厚生労働大臣の権限は、特定船舶再資源化解体施設の所在地を管轄する労働基準監督署長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 法第四十条の規定により、法第三十四条第二項及び第四項並びに第三十五条第二項に規定する厚生労働大臣の権限は、特定船舶再資源化解体施設の所在地を管轄する都道府県労働局長及び労働基準監督署長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附 則

この省令は、法の施行の日から施行する。

第一号様式（第二条関係）

特定船舶の再資源化解体の許可の更新申請書

※許可番号	
※許可年月日	

主 務 大 臣 殿

年 月 日

(郵便番号) 住 所 名 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印 電 話 番 号

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第10条第2項（第11条第2項）の規定により必要な書類を添えて特定船舶の再資源化解体の許可（許可の更新）を申請します。

事業所の名称及び所在地	
名称	
所在地 (郵便番号)	
特定船舶再資源化解体施設の概要	電話番号

特定船舶の再資源化解体を行う体制の概要

連絡担当者の電話番号	
連絡担当者の電子メールアドレス	
作業言語	
他に特定船舶の再資源化解体の許可を有している場合にあつては、その許可番号	
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を有している場合にあつては、その許可番号	都道府県・市名
	許可番号
再資源化解体を行い得る特定船舶	最大長
	最大幅
	最大の軽荷重量
特定船舶再資源化解体施設以外の場所で特定船舶の全部又は一部の保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	

有害物	有害物の管理		
	除去 該当あり/該当なし	蔵置 該当あり/該当なし	処理 該当あり/該当なし
石綿			
オゾン層を破壊する物質			
ポリ塩化ビフェニル (PCB)			
防汚化合物及び防汚方法			
カドミウム及びその化合物			
六価クロム及びその化合物			
鉛及びその化合物			
水銀及びその化合物			
ポリブロモビフェニル (PBB)			
ポリブロモジフエニルエーテル (PBDE)			
ポリ塩化ナフタレン (塩素数が4以上のものに限り。)			
放射性物質			
塩化パラフィン (炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)			
有害な液体、残留物及び沈殿物			
引火性が高度の塗料及び被覆又は毒性を有する物質の放出をもたらす塗料及び被覆			
上記以外の有害物であって、船舶の構造の一部でないもの (明記すること。)			

役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。) の氏名及び住所並びに精神の機能の障害の有無 (申請者が法人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏名	役職名	住所
精神の機能の障害の有無		
法人番号 (法人である場合に記入すること。)		
令第1条第1項に規定する使用人の氏名及び住所並びに精神の機能の障害の有無 (当該使用人がある場合に記入すること。)		
(ふりがな) 氏名	役職名	住所
精神の機能の障害の有無		
法定代理人の氏名及び住所並びに精神の機能の障害の有無 (申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。)		
名称		
(ふりがな) 代表者の氏名		
住所	(郵便番号)	
	電話番号	

第二号様式 (第三条関係)

許可番号 第 _____ 号
Certificate No.

2009年の船舶の安全かつ環境に優しい再資源化のための香港国際条約の要件に従って

船舶の再資源化解体を行うための許可証 (DASR)

Document of Authorization to conduct Ship Recycling (DASR) in accordance with the requirements of the Hong Kong International Convention for the Safe and Environmentally Sound Recycling of Ships, 2009

2009年の船舶の安全かつ環境に優しい再資源化のための香港国際条約 (以下「条約」という。) に基づき、日本政府の権限の下に、

(条約上の権限ある当局の正式名称)

Issued under the provision of the Hong Kong International Convention for the Safe and Environmentally Sound Recycling of Ships, 2009 (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan by _____

(Full designation of the Competent Authority under the Convention)

特定船舶再資源化解体施設の名前	
Name of Ship Recycling Facility	
再資源化解体業者の法人番号	
Distinctive Recycling Company Identity No.	
特定船舶再資源化解体施設の住所	
Full address of Ship Recycling Facility	
主要な連絡担当者	
Primary contact person	
電話番号	
Phone number	
電子メールアドレス	
E-mail address	
所有会社の名称、住所及び連絡先	
Name, address, and contact information of ownership company	
作業言語	
Working language(s)	

この許可証は、この特定船舶再資源化解体施設が、条約附属書第3章及び第4章の規定に従い、管理体制、管理手続及び管理技法を実施したことを確認する。

This is to verify that the Ship Recycling Facility has implemented management systems, procedures and techniques in accordance with Chapters 3 and 4 to the Annex to the Convention.

この許可証は、 _____ まで効力を有するものとし、添付の追補に定める制限に従う。

This authorization is valid until _____ and is subject to the limitations identified in the attached supplement.

この許可証は、条約附属書第16規則の規定により、変更、停止、取消し又は定期的な更新の対象となる。
This authorization is subject to amendment, suspension, withdrawal, or periodic renewal in accordance with regulation 16 of the Annex to the Convention.

において発給した。

(証書の発給の場所)

(Place of issue of the authorization)

Issued at _____

(発給の日)

(Date of issue)

国 土 交 通 大 臣 (印)
厚 生 勞 働 大 臣 (印)
都 道 府 県 勞 働 局 長 (印)
環 境 大 臣 (印)

法定代理人の役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。) の氏名及び住所並びに精神の機能の障害の有無 (申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏 名	役職名	住所
精神の機能の障害の有無		

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者 (申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。)

(ふりがな) 氏名又は名称	住所	保有する株式の数又は出資の金額
精神の機能の障害の有無		

備考

- ※印の欄は、更新の場合に記入すること。名称及び所在地]及び「特定船舶再資源化解体施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 「特定船舶再資源化解体施設の概要」の欄については、その記載に代えて、当該特定船舶再資源化解体施設の構造を明らかにする図面等を添付することができる。
- 「特定船舶の再資源化解体を行う体制の概要」の欄については、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面に添付すること。
- 「役員」の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所並びに精神の機能の障害の有無の記載を要する各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面に添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約に従って
船舶の再資源化解体を行うための許可証 (DASR) の追補
SUPPLEMENT TO:

Document of Authorization to undertake Ship Recycling (DASR) in accordance with the Hong Kong International Convention for the Safe and Environmentally Sound Recycling of Ships, 2009

注報
Notes:

- この記録は、DASRに常に添付しており、DASRは、いかなる時も特定船舶再資源化解体施設内に備えておく。
- This record shall be permanently attached to the DASR. The DASR shall be available at the Ship Recycling Facility at all times.
- 特定船舶再資源化解体体によって作成される全ての手帳、計画その他の文書であって、DASRの発給条件により要求されるものは、特定船舶再資源化解体施設の作業言語及び英語、フランス語又はスペイン語のいずれかの言語によって利用可能とする。
- All procedures, plans and other documents produced by the Ship Recycling Facility and required under the terms to which the DASR has been issued shall be available in the working language of the Ship Recycling Facility and in either English, French or Spanish.
- 許可は、この追補に定める制限に従う。
- The authorization is subject to the limitations defined by this supplement.

1 一般条件

GENERAL TERMS

1. 1 条約の要件

Requirements of the Convention

この特定船舶再資源化解体施設は、条約に従って安全かつ環境上適正な方法により設計され、建設され、運営されるという要件を満たしている (条約附属書Cの次の規則に定める関係要件を満たしていることを含む)。

The Ship Recycling Facility meets the requirements that it be designed, constructed, and operated in a safe and environmentally sound manner in accordance with the Convention, including meeting the relevant requirements of:

- 第16規則 船舶の再資源化施設に係る許可
Regulation 16 - Authorization of Ship Recycling Facilities
- 第17規則 一般要件
Regulation 17 - General requirements
- 第18規則 船舶の再資源化施設に係る計画
Regulation 18 - Ship Recycling Facility Plan
- 第19規則 人の健康及び環境に対する悪影響の防止
Regulation 19 - Prevention of adverse effects to human health and the environment
- 第20規則 有害物質の安全かつ環境上適正な管理
Regulation 20 - Safe and environmentally sound management of Hazardous Materials
- 第21規則 緊急事態に係る準備及び対応
Regulation 21 - Emergency preparedness and response
- 第22規則 労働者の安全及び訓練
Regulation 22 - Worker safety and training
- 第23規則 事故、災害、職業上の疾病及び慢性の影響についての報告
Regulation 23 - Reporting on incidents, accidents, occupational diseases and chronic effects
- 第24規則 最初の通報及び報告の要件
Regulation 24 - Initial notification and reporting requirements
- 第25規則 完了時の報告
Regulation 25 - Reporting upon completion

これらの要件については、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律 (平成30年法律第61号) により、この特定船舶再資源化解体施設に対して課される。

These requirements are imposed on the Ship Recycling Facility by way of Act on the Appropriate Implementation of Sound Recycling of Ships (Act No. 61 of 2018).

特定船舶再資源化解体施設の許可番号

Ship Recycling Facility Plan identification/verification number:

1. 2 船舶の受入れ

Acceptance of ships

この特定船舶再資源化解体施設は、条約が適用される船舶及び条約第3条4の規定により同様に取り扱われる船舶につき、条約附属書第17規則の規定に従ってのみ再資源化解体のために受け入れることができる。

For ships to which the Convention applies and ships treated similarly pursuant to Article 3.4 of the Convention, the Ship Recycling Facility can only accept a ship for recycling in accordance with regulation 17 of the Annex to the Convention.

- 3 熱間作業安全区域及び立入り安全区域の条件
Safe-for-hot work and Safe-for-entry conditions
この特定船舶再資源化解体施設の工程を通じ、熱間作業安全区域及び立入り安全区域の条件を設定し、維持し、及び監視する能力を有する。
- The Ship Recycling Facility is capable of establishing, maintaining and monitoring Safe-for-hot work and Safe-for-entry conditions throughout the Ship Recycling process.

1. 4 有害物質の管理

Management of Hazardous Materials

特定船舶再資源化解体施設は、条約及び地方又は国の全ての関係する規則又は要件に従って設計され、建設され、運営されている。また、この特定船舶再資源化解体施設は、全ての有害物質の管理が条約及び地方又は国の全ての関係する規則又は要件に適合する安全かつ環境上適正なものであることを確保することを要求される。

The Ship Recycling Facility is designed, constructed, operated, and required to ensure that all Hazardous Materials' management shall be safe and environmentally sound in compliance with the Convention and with all relevant local or national regulations/requirements.

1. 5 船舶の再資源化解体の作業の地図及び位置

Map and location of Ship Recycling operations

特定船舶再資源化解体施設の境界及び当該境界内において行われる船舶の再資源化解体の作業の位置を示す地図を、この追補に添付する。

A map of the boundary of the Ship Recycling Facility and the location of Ship Recycling operations within it, is attached.

2 特定船舶再資源化解体施設の能力

CAPABILITY OF SHIP RECYCLING FACILITY

2. 1 船舶の大きさ

Size of ships

この特定船舶再資源化解体施設は、次に掲げる大きさの制限に従うことを条件として、再資源化解体のために船舶を受け入れる制限を有する。

The Ship Recycling Facility is authorized to accept a ship for recycling subject to the following size limitations:

	最大寸法 Maximum Size	その他の制限 Other Limitations
長さ Length		
幅 Breadth		
軽荷重量 Lightweight		

2. 2 有害物質の安全かつ環境上適正な管理

Safe and Environmentally Sound Management of Hazardous Materials

この特定船舶再資源化解体施設は、次の条件に従うことを条件として、再資源化解体のため、次の表に掲げる有害物質を含む船舶を受け入れる権限を有する。

The Ship Recycling Facility is authorized to accept a ship for recycling that contains Hazardous Materials as specified in the following table subject to the conditions noted below:

有害物 (注) 4 Hazardous Material	有害物の管理 Management of Hazardous Materials			許可/制限 Authorization/Limitations
	除去 Removal 該当あり/該当なし (注) 2 Y/N	廃置 Storage 該当あり/該当なし Y/N	処理 (注) 1 Process 該当あり/該当なし (注) 3 Y/N	
石棉 Asbestos				
オゾン層を破壊する物質 Ozone-depleting substances				
ポリ塩化ビフェニル (PCB) Polychlorinated biphenyls (PCB)				
防汚化合物及び防汚方法 Anti-fouling compounds and systems				
カドミウム及びその化合物 Cadmium and Cadmium Compounds				
六価クロム及びその化合物 Hexavalent Chromium and Hexavalent Chromium Compounds				
鉛及びその化合物 Lead and Lead Compounds				
水銀及びその化合物 Mercury and Mercury Compounds				
ポリブロモジブフェニル (PBB) (PBBS)				
ポリブロモジブフェニルエーテル (PBDE) Polybrominated Diphenyl Ethers (PBDEs)				
ポリ塩化ナフタレン (塩素数が4以上のものに限る。) Polychlorinated Naphthalenes (more than 3 chlorine atoms)				
放射性物質 Radioactive substances				
塩化パラフィン (塩素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。) Certain Shortchain Chlorinated Paraffins (Alkanes, C10-C13, chloro)				
有害な液体、残留物及び沈殿物 Hazardous liquids, residues and sediments				

引火性が高度の毒性を有する物質の放出をもちた塗料及び被覆 Paints and coatings that are highly flammable and/or lead to toxic release	上記以外の有害物であつて、船舶の構造の一部でないもの (明記すること。)	Other Hazardous Materials not listed above and that are not a part of the ship structure (Specify)				

注
Notes: 1 処理とは、特定船舶再資源化解体施設における有害物の次のような処理をいう。
Process means the processing of Hazardous Materials in the Ship Recycling Facility, such as:

- a. 有害物の焼却
incineration of Hazardous Materials;
 - b. 有害物の回収利用
reclamation of Hazardous Materials; and
 - c. 油性残留物の処理
treatment of oily residues
- 2 該当ありの場合には、有害物の除去を実行する権限を与えられた責任を有する職員について、記書の番号その他の関連情報と共に特定船舶の再資源化解体を行う体制の概要に明記すること。
If Yes (Y), indicate in the Ship Recycling Facility Plan the responsible personnel authorized to carry out the removal, with the certificate number or other relevant information.
- 3 該当なしの場合には、有害物が処理され、又は処分される場所について再資源化解体計画に記載すること。
If No (N), describe in the Ship Recycling Plan where the Hazardous Materials are to be processed/dispersed.
- 4 これらの有害物については、付録1及び付録2並びに条約附属書第20規則において特定する。
These Hazardous Materials are specified in Appendices 1 and 2 and regulation 20 of the Convention.

第三号様式（第七条関係）

特定船舶の再資源化解体に係る変更の許可申請書

許可番号	
許可年月日	

年 月 日

主 務 大 臣 殿

(郵便番号)
住 民 所 名
氏 名
電 話 番 号
(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 印

特定船舶の再資源化解体に係る変更の許可を受けたいので、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第12条第1項の規定により、申請します。

特定船舶再資源化解体施設の概要	
特定船舶の再資源化解体を行う体制の概要	

備考

- 1 変更に係る事項のみ記入し、併せてその理由を記入すること。
- 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「特定船舶再資源化解体施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 3 「特定船舶再資源化解体施設の概要」の欄については、当該特定船舶再資源化解体施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
- 4 「特定船舶の再資源化解体を行う体制の概要」の欄については、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 6 氏名を記載し、押印することには代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 7 許可証の字しを添付すること。

第四号様式 (第七条関係)

特定船舶の再資源化解体に係る変更届出書 (氏名等、軽微な変更)

許可番号	
許可年月日	

年 月 日

主 務 大 臣 殿

(郵便番号)
住 所 名 所 名
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印
電 話 番 号

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第12条第2項に規定される変更をしたので、同項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
変更理由		

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 3 当該変更事項に係る書類及び許可証の写しを添付すること。

第五号様式 (第八条関係)

譲渡及び譲受け認可申請書

年 月 日

主 務 大 臣 殿

(譲渡人) (郵便番号)
住 所 名 所 名
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印
電 話 番 号
(譲受人) (郵便番号)
住 所 名 所 名
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印
電 話 番 号

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第13条第1項の規定により、特定船舶再資源化解体施設に係る再資源化解体の業務の譲渡及び譲受けについて認可を受けたいので申請します。

再資源化解体業者の地位の承継に関する事項	
承継年月日	年 月 日
譲渡及び譲受けの理由	
譲渡及び譲受けに係る特定船舶再資源化解体施設の許可番号及び許可年月日	許可番号： 許可年月日：

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 3 譲受人が法第10条第4項第2号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面、第8条第1項各号に掲げる書類及び譲渡人の許可証の写しを添付すること。

第六号様式（第八関係）

合併認可申請書

年 月 日

主 務 大 臣 殿

(郵便番号)

住 所

合併する法人の名称及び代表者の氏名

印

電 話 番 号

(郵便番号)

住 所

合併する法人の名称及び代表者の氏名

印

電 話 番 号

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第13条第2項の規定により、法人の合併後の地位の承継について認可を受けたいので申請します。

再資源化解体業者の地位の承継に関する事項

承継年月日	年 月 日
合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名	名 称： 住 所： 代表者の氏名：
合併の理由	
合併に係る特定船舶再資源化解体施設の許可番号及び許可年月日	許可番号： 許可年月日：

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 3 承継者が法第10条第4項第2号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面、第8条第2項各号に掲げる書類及び被承継者の許可証の写しを添付すること。

第七号様式（第八関係）

分割認可申請書

年 月 日

主 務 大 臣 殿

(郵便番号)

住 所

分割する法人の名称及び代表者の氏名

印

電 話 番 号

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第13条第3項の規定により、法人の分割後の地位の承継について認可を受けたいので申請します。

再資源化解体業者の地位の承継に関する事項

承継年月日	年 月 日
分割により特定船舶再資源化解体施設に係る再資源化解体の業務を承継する法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名	名 称： 住 所： 代表者の氏名：
分割の理由	
分割に係る特定船舶再資源化解体施設の許可番号及び許可年月日	許可番号： 許可年月日：

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 3 承継者が法第10条第4項第2号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面、第8条第3項各号に掲げる書類及び被承継者の許可証の写しを添付すること。

第八号様式（第九条関係）

再資源化解体の許可の失効届出書

許可番号	
許可年月日	

年 月 日

主 務 大 臣 殿

(郵便番号)
住 所 名
氏 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電 話 番 号

印

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第14条の規定により、届け出ます。

許可失効年月日	年 月 日
法第14条のうち該当する号	一 <input type="checkbox"/> 二 <input type="checkbox"/> 三 <input type="checkbox"/> 四 <input type="checkbox"/>
許可失効の理由が死亡の場合は、死亡した者の氏名及び住所	氏名： 住所：
許可失効の理由が死亡の場合は、死亡した者との続柄	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 3 当該特定船舶再資源化解体施設に係る許可証を添付すること。

第九号様式（第十一条関係）

再資源化解体計画の承認申請書

年 月 日

主 務 大 臣 殿

(郵便番号)
住 所 名
氏 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電 話 番 号

印

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第18条第1項又は第25条第1項の規定に基づき、再資源化解体計画について承認を受けたいので申請します。

- (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

第十号様式 (第十二条関係)

再資源化解体計画

申請者

住所氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

1. 再資源化解体を行おうとする特定船舶に関する事項

(1) 名称

(2) 船種

(3) 船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 (※)

(4) 旗国

(5) 特定船舶が初めて登録された日

(6) 船舶番号又は信号符字

(7) 国際海事機関船舶識別番号

(8) 製造番号

(9) 船籍港

(10) 国際海事機関船舶所有者識別番号

(11) 国際海事機関会社識別番号

(12) 船級の登録を行っている機関

(13) 全長

(14) 幅

(15) 型深さ

(16) 軽荷重量

(17) 総トン数

(18) 純トン数

(19) 推進機関の種類及び出力

(20) 船舶所有者の電話番号

(21) 船舶所有者の電子メールアドレス

2. 再資源化解体を行おうとする特定船舶再資源化解体施設に関する事項

(1) 場所

(2) 許可番号

(3) 連絡担当者の氏名

(4) 連絡担当者の電話番号

(5) 連絡担当者の電子メールアドレス

(6) 作業言語

3. 特定船舶の再資源化解体の日程に関する事項

(1) 再資源化解体を行おうとする特定船舶が特定船舶再資源化解体施設に到着する予定日

(2) 再資源化解体を開始する予定日

(3) 再資源化解体を完了する予定日

(4) 特定船舶の全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部としての利用を開始する予定日

(5) 再資源化解体に伴って生ずる廃棄物の処理を完了する予定日

4. 再資源化解体の実施の方法

5. 再資源化解体に伴って生ずる廃棄物の管理の方法

備考 (※) 印の欄は、法第18条第1項の承認の申請の場合に記入すること。

第十一号様式 (第十四条関係)

再資源化解体計画承認証

住所
氏名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第18条第1項又は第25条第1項の承認を受けた特定船舶であることを証する。

国土交通大臣 印

厚生労働大臣 印
労働基準監督署長

環境大臣 印

承認の年月日 年 月 日

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法第18条第1項又は第25条第1項の承認を受けた再資源化解体計画の写しを添付すること。

第十二号様式 (第十五条関係)

船舶の再資源化解体の開始予定についての報告
REPORT OF PLANNED START OF SHIP RECYCLING

----- に所在する
----- は、
----- (特定船舶再資源化解体施設の名称)
----- (特定船舶再資源化解体施設の名称)
2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約（以下「条約」という。）の要件に従い、日本国政府の権限の下に、船舶の再資源化解体を行うことについて、
----- において発給された船舶の再資源化解体を行うための許可証に記載のとおり、
----- (発給の場所) ----- により、
----- (条約上の権限ある当局の正式名称)
----- 年 ----- 月 ----- 日に許可を与えられた。
----- (発給の日)
----- (Name of Ship Recycling Facility)
located at ----- (Full Ship Recycling Facility address)
Authorized in accordance with the requirements of the Hong Kong International Convention for the Safe and Environmentally Sound Recycling of Ships, 2009 (hereinafter referred to as "the Convention") to conduct Ship Recycling under the authority of the Government of Japan as indicated in the Document of Authorization to conduct Ship Recycling issued at
----- (Place of authorization)
by ----- (Full designation of the Competent Authority under the Convention)
on ----- (Date of issue)

ここに、この特定船舶再資源化解体施設が、この船舶 ----- (国際海事機関船舶識別番号)
の再資源化解体を開始するに当たり、全ての準備を完了したことを報告する。

Hereby reports that the Ship Recycling Facility is ready in every respect to start the recycling of the vessel ----- (IMO number)

日本国政府の権限の下に、----- が、
----- (条約により権限を与えられた者又は団体の正式名称)
----- 年 ----- 月 ----- 日に、条約に基づいて発給した再資源化解体準備証書を添付する。
----- (発給の日)

The International Ready for Recycling Certificate issued under the provisions of the Convention under the authority of the Government of Japan by ----- (Full designation of the person or organization authorized under the provisions of the Convention)
on ----- is enclosed.
----- (Date of issue)

署名
Signed -----

第十三号様式 (第十五条関係)

船舶の再資源化解体の完了報告書
STATEMENT OF COMPLETION OF SHIP RECYCLING

この文書は、----- についての船舶の再資源化解体の完了報告書である。
----- (再資源化解体のための受入時又は登録抹消時の船名)
This document is a statement of completion of Ship Recycling for -----
----- (Name of the ship when it was received for recycling at the point of deregistration)

再資源化解体のために受け入れた時点の船舶の要目
Particulars of the Ship as received for recycling

船舶番号又は信号符字 Distinctive number or letters	
船籍港 Part of Registry	
総トン数 Gross tonnage	
国際海事機関船舶識別番号 IMO number	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所 Name and address of shipowner	
国際海事機関船舶所有者識別番号 IMO registered owner identification number	
国際海事機関会社識別番号 IMO company identification number	
建造日 Date of Construction	

この報告書は次のことを確認する。
THIS CONFIRMS THAT:

この船舶が、2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約（以下「条約」という。）の枠組みにおける船舶の再資源化解体計画に従い、----- において再資源化解体が行われたこと。
----- (許可を与えられた特定船舶再資源化解体施設の名称及び所在地)

The ship has been recycled in accordance with the Ship Recycling Plan as part of the Hong Kong International Convention for the Safe and Environmentally Sound Recycling of Ships, 2009 (hereinafter referred to as "the Convention") at ----- (Name and location of the authorized Ship Recycling Facility)

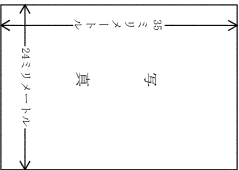
その再資源化解体が、条約が要求するところに従い、----- 年 ----- 月 ----- 日に完了したこと。
and the recycling of the ship as required by the Convention was completed on: ----- (Date of completion)

----- において発出した。
----- (完了報告書の発出の場所)
Issued at ----- (Place of issue of the Statement of Completion)

----- 年 ----- 月 ----- 日 ----- (特定船舶再資源化解体施設の所有者または当該所有者に代わって行動する代表者の署名)
----- (発出の日)
----- (Signature of the owner of the Ship Recycling Facility or a representative acting on behalf of the owner)
----- (Date of issue)

第十四号様式 (第十七条関係)

(表)

立 入 検 査 証	第 号	官 職 氏 名 年 月 日 生	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第34条第4項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。
			
国土交通大臣 厚生労働大臣 都道府県労働局長 労働基準監督署長 環境大臣			
年 月 日 発行 年 月 日 限り有効			
9センチメートル			
(裏)			
第四十條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に處する。 七 第三十條第三項又は第四項の規定による検査拒欠、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず若しくは虚偽の答弁をした者			
第六條 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 第五條 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。 第四條 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職に充てる船舶の再資源化解体業者の事務所、事業場、船舶等の関係所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることできる。			
第三十條 (報告徴収等) 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第34条第4項			
6センチメートル			
9センチメートル			

第十五号様式 (第十八条関係)

手数料納付書

主務大臣 殿

年 月 日

(郵便番号)
 住 所
 氏 名
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電 話 番 号

印

下記の申請について手数料を納付します。

記

1 申請事項

2 金額

3 備考

収 入
 印 紙

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。